

公益社団法人全国大学保健管理協会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国大学保健管理協会（以下「協会」という。）の定款第27条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第34条に基づき置かれる者
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

(退職手当)

第4条 役員及び評議員には、退職手当を支給しない。

(費用)

第5条 協会は、役員又は評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人全国大学保健管理協会設立の登記の日から施行する。